

もを受け入れてもらう医療機関をあらかじめ選定するなど、地域の医療機関との連携体制を整備する。

② 提供会員への講習の充実

病児・病後児の預かり等に対応するため、提供会員に対して一定の項目、時間等を満たした講習会を実施する。

③ コーディネート体制の強化

病児・病後児の預かり等、早朝・夜間等にも依頼の受付が必要である場合に対応できるよう、従来の受付時間外の対応ができるように体制を整備する。

(例)・センター開所時間の延長

- ・携帯電話による時間外対応
- ・転送電話による時間外対応 等

(2) 交付方法

上記(1)の①～③の取組を全て行った場合にポイント配分する。
なお、病児・病後児の預かりの延利用人数(年間見込)が一定数を超える場合は、別途ポイントを加算する。

※1 従来のファミリー・サポート・センター事業のポイントについては変更の予定なし。

※2 ファミリー・サポート・センター事業は、近隣の市町村との合同実施も可能。

3 参考

病児・緊急預かり対応基盤整備事業(仮称)(案)

【国の委託事業】※平成22年度までの時限実施

(1) 事業内容等

将来のファミリー・サポート・センター事業における病児・病後児の預かりや緊急時の預かりの実施を目指し、各地域においてサービス提供者の育成・ニーズの把握及び病児・緊急預かり等を行うなど、病児・緊急預かりを地域において円滑に実施するための基盤整備を国の委託事業として暫定的に行う。

① ニーズの把握

病児・緊急預かり等のニーズ及びサービス提供者の把握などを行う。